

2013年11月15日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
厚生労働大臣 田村憲久 様  
楽天社長 三木谷浩史 様

愛知県保険医協会  
理事長 萩野高敏

## 一般用医薬品のネット販売の全面解禁に 反対し、薬害を生まない薬事行政を求める

政府は、一般用医薬品のインターネット販売について99.8%の品目を解禁する一方、安全性に懸念があるとした28品目は販売禁止又は制限をする方針を発表した。これに対して楽天の三木谷浩史会長兼社長は、この政府の方針に反対し、11月6日に開かれた記者会見で政府の産業競争力会議の議員を辞任する意向を示すとともに行政訴訟を起こす構えを見せた、と伝えられる。

しかし、医薬品は大なり小なり人体に影響（危険）を及ぼすものであり、過去にはサリドマイドやスモンなど一般用医薬品によって起きた薬害を経験し、今でもスティーブンス・ジョンソン症候群による重篤な被害が発生している。これらの教訓からして、医薬品の販売は決して軽々しく扱われるべきものではない。

政府は、決定した方針にもとづき今国会に薬事法の改定案を提案するとしている。だが、規制を受けるのが僅か0.2%、28品目にとどまっていること、医療用から市販薬に切り替わった医薬品をインターネットで販売出来るようにする期間を4年から3年に短縮すること等から、再び深刻な薬害被害が生まれるのではないか、と強く危惧するものである。全国薬害被害者団体連絡協議会など6団体もまた、6月に「国民の安全をないがしろにしてまで政策を進めることは、後世に禍根を残す」との意見表明を行っている。

医薬行政は、国民のいのちと安全を第一義とすべきあり、安易に医薬品のインターネット販売を拡大することに反対するともに、薬害を生まないために安全確保のルールを法律上に明確にして、離島・僻地などやむを得ない場合を除いてインターネット販売は原則認めないようにすることを求めるものである。

以上